

【令和3年度第6回戸田市国民健康保険運営協議会議事報告について】

【開催日】 令和4年1月31日（月）

全委員の意見に対する承認を集約した日を以って開催日とする。

【開催方法】 書面開催

【出席委員】 15名（回答書により返信）

【公開方法】 戸田市ホームページにて報告内容を議事録として公開

【議事案件】

- (1) 戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
- (2) 令和3年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（案）について
- (3) 令和4年度戸田市国民健康保険特別会計当初予算（案）について

令和3年度第6回戸田市国民健康保険運営協議会の議事案件3件は、すべてが3月市議会へ上程する議案であり、この内容について、事前にご説明、ご報告させていただくものである。

(1) 戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について

資料1参照

【概要】

令和3年6月11日付で公布された全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)により改正された国民健康保険法及び地方税法に基づき、令和4年4月を施行時期として子どもに係る国民健康保険税の均等割額の軽減措置を導入されることとなった。この法律の改正に合わせて、未就学児被保険者に係る国民健康保険税均等割額を5割減額する規定を新たに新設する。

「未就学児」・・・6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

また、国から提示された国民健康保険税条例(例)を基に、規定の明確化・整備等を行う。

ご意見等はありませんでした。(原案承認)

(2) 令和3年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算(案)について

資料2参照

【概要】

1 歳入

(1) 国民健康保険税

令和3年度税制改正の影響により、低所得者軽減の軽減判定額が拡充したこと、新型コロナウイルス感染症の影響により、非自発的失業者の軽減が想定を上回っていることなどから、減額補正するものです。

(2) 県支出金

普通交付金については、療養諸費や高額療養費等医療費の保険給付分に相当する額を県が交付するもので、このうち、一般被保険者療養給付費分の医療費が想定を上回ったことから、増額補正するものです。

一方、特別交付金に関しましては、東日本大震災避難者への、国の財政支援に基づく保険税減免を実施したこと及び新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、保険税の減免に係る財政支援が国から示されたことにより、増額補正するものです。

(3) 繰入金

保険基盤安定繰入金

保険基盤安定負担金は、国民健康保険税軽減分の財源とするための支援であり、国及び県の交付決定に基づき、増額補正

出産育児一時金繰入金

被保険者が出産したとき、出産児1人につき42万円(産科医療補償制度未加入分娩機関で出産の場合は40.8万円)を支給する制度です。当初の想定より申請実績が少なく推移していることから、実績に合わせて減額補正するものです。

その他繰入金

国民健康保険特別会計の歳入超過を調整するため、減額補正するものです。

(5) 繰越金

前年度繰越金の確定に伴う増額補正するものです。

(6) 国庫支出金

災害臨時特例補助金

災害等臨時特例補助金により交付があるもので、見込に基づき増額補正するものです。

2 歳出

(1) 保険給付費

療養諸費や高額療養費等の保険給付医療費のうち、一般被保険者療養給付費分の医療費が当初の想定を上回っていることから、増額補正するものです。なお、市が支出する保険給付医療費の全額について、県から普通交付金の交付を受けておりますので、歳入についても同額を増額補正しております。

(2) 出産育児一時金

被保険者が出産したとき、出産児1人につき42万円(産科医療補償制度未加入分娩機関で出産の場合は40.8万円)を支給しているものです。今年度実績において、当初の想定より申請数が少ない推移となっており、申請実績に合わせて減額補正するものです。

(3) 特定健康診査等事業費

受診勧奨業務

特定保健指導の受診勧奨にあたり、昨今の国や市の特殊詐欺に対する施策等を鑑み、電話による勧奨を廃止したこと等に伴い減額補正するものです。

ご意見等はありませんでした。(原案承認)

(3) 令和4年度戸田市国民健康保険特別会計当初予算(案)について

資料3参照

【概要】

1 歳入

国民健康保険税

令和4年度の調定見込額から推計し、予算額は2,521,942,000円で、前年度当初予算額から、65,180,000円の減額としております。

県支出金

医療費の保険給付分に相当する額が県から交付される普通交付金と、保健事業や保険者努力に対して交付される特別交付金です。県から示された交付見込額に基づく積算から、予算額は6,978,995,000円で、前年度当初予算額から194,992,000円の増額となっております。

繰入金

低所得者に対する保険税軽減相当額を公費で補填する保険基盤安定制度に基づく繰入金、令和4年度から導入する、未就学児均等割軽減について、所要額を国・県が一部負担する、未就学児均等割保険税繰入金、出産育児一時金の3分の2の公費負担に相当する額の繰入金、その他歳入不足に対する一般会計からの法定外繰入金です。予算現額は1,188,522,000円で、前年度比44,875,000円の増額となっております。

2 歳出

保険給付費

被保険者の医療費の保険給付分や、出産や死亡等の法定給付の支給等に要する費用です。予算現額6,918,118,000円で、前年度比207,680,000円の増額となっております。

(主な保険給付費について)

- ・ **療養給付費** 被保険者が通院、入院、薬剤処方等の医療に要した費用のうち、保険者負担分に相当するものです。(保険給付費の内、約98%)
- ・ **療養費** 被保険者が医療に要した費用全額を医療機関等へ支払いした後に、申請により、被保険者に対して現金で保険者負担分を支給するものです。(海外での医療費の場合、保険給付対象の装具、コルセット作製の場合など)
- ・ **高額療養費** 被保険者の一部負担金が、自己負担限度額を超えた場合に支給するものです。(保険給付費の内、約1.4%)

国民健康保険事業費納付金

平成 30 年度の国保広域化により国保財政の運営主体が埼玉県になったことから、県が負担する県内医療費総額の財源とするために各市町村から県へ納付するものです。県内医療費総額の見込みを基に、各市町村の被保険者数、被保険者の所得階層、高齢者割合等により納付金の額が県から示されることになっています。予算現額 3,609,753,000 円で、前年度比 95,300,000 円の減額となっております。

保健事業費

保健事業費につきましては、予算現額 169,985,000 円で、前年度比 16,601,000 円の減額となっております

(主な保健事業費について)

- ・ **特定健康診査等事業費** 40 歳以上の被保険者を対象とする特定健康診査、及び、特定保健指導の実施等、法に基づく保健事業を実施しています。
- ・ **保健衛生普及費** がん検診、保養施設宿泊利用補助共同事業負担金、生活習慣病重症化予防対策事業分担金、人間ドックの補助等を実施しています。

ご意見等はありませんでした。(原案承認)

資料 1

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (案) について

令和4年1月

令和4年3月戸田市議会 提出案件概要書

所属名：健康福祉部 保険年金課

<p>案件名</p>	<p>戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）</p>
<p>①主な内容</p>	
<p>・ 条例の制定改廃に伴う変更点を記載してください。 （必要に応じて別添資料を添付し、内容を分かりやすく説明してください。）</p>	
<p>1 国民健康保険税 未就学児均等割軽減措置の導入 （別添参考資料「①改正の概要」参照） 令和3年6月11日付で公布された全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）により改正された国民健康保険法及び地方税法に基づき、令和4年4月を施行時期として子どもに係る国民健康保険税の均等割額の軽減措置を導入されることとなった。 この法律の改正に合わせて、未就学児被保険者に係る国民健康保険税均等割額を5割減額する規定を新たに新設する。 ※「未就学児」・・・6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>2 所要の規定の整備、法律・政令改正にあわせた改正 国から提示された国民健康保険税条例（例）を基に、規定の明確化・整備等を行う。</p>	
<p>・ 法令改正に伴う制定改廃の場合は、その旨に言及してください。</p>	
<p>法改正及び国の示した条文修正等に対応する改正である。</p>	
<p>②提案理由</p>	
<p>・ 標記議会に提案しなければならない理由を記載してください。</p>	
<p>令和4年度分以後の国民健康保険税について適用するため、賦課期日である令和4年4月1日までに改正する必要があるため、標記議会に提案するものである。</p>	

③近隣市の状況

・他自治体（原則として県内）の状況を記載してください。

- ・さいたま市 令和4年2月議会にて提案予定
- ・蕨市 令和4年3月議会にて提案予定
- ・川口市 令和4年3月議会にて提案予定

④条例の制定改廃に伴う市民等への影響、効果等

・市民等への影響、効果等を記載してください。
(必要に応じて別添資料を添付し、内容を分かりやすく説明してください。)

別添参考資料「②影響額と財政負担」参照

令和3年9月17日現在の加入世帯状況に基づき試算を行ったところ、未就学児均等割軽減措置を導入することで令和4年度は約1,130万円の調定減となることが見込まれる。

なお、軽減措置により減額となった保険税額については、改正後の国民健康保険法により国が1/2、県が1/4財政負担することとされている。

・パブリック・コメントを実施した場合は、その旨に言及してください。

未実施

⑤関連規則等の制定改廃予定

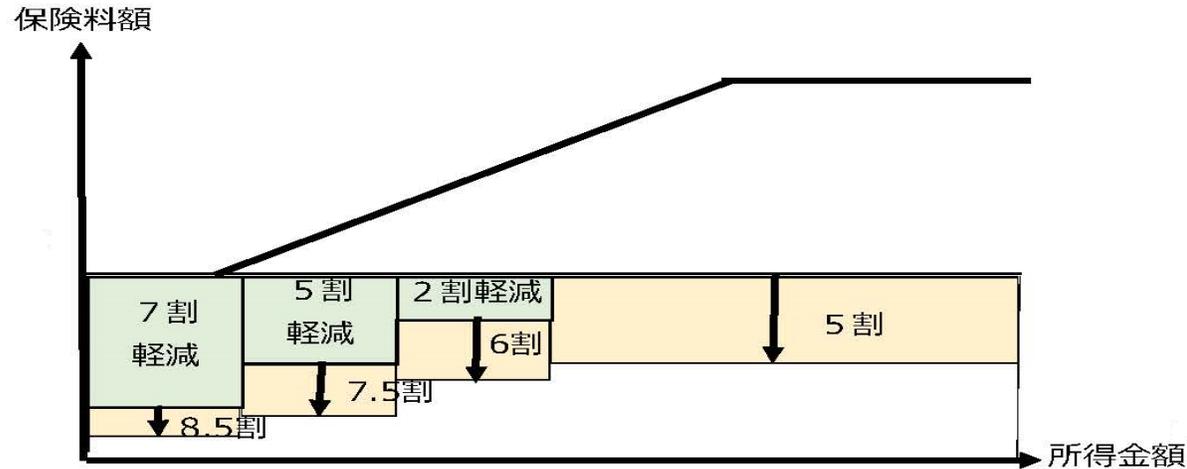
・制定改廃が必要な規則等の名称と改正内容を記載してください。

・戸田市国民健康保険税施行規則
未就学児均等割軽減制度について、納税通知書の各様式（裏面）にある説明の内容を今回の改正内容に合わせたものに改正する。

① 軽減措置概要

世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の間にある被保険者がいる場合において、当該年度分の保険税に係る均等割額（低所得者軽減が適用された場合は、軽減後の均等割額）に10分の5を乗じて得た額を減額する。

【軽減イメージ】



② 影響額と財政負担

影響世帯 649世帯

令和3年9月17日現在の加入世帯を基に試算

保険税調定額 減少見込額	11,379,330円
国財政支援分 (1/2)	5,689,664円
県財政支援分 (1/4)	2,844,831円
市負担分 (1/4)	2,844,835円

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

（戸田市国民健康保険税条例の一部改正）

第1条 戸田市国民健康保険税条例（昭和38年条例第38号）の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に改める。

第2条第3項及び第4項中「所得割額並びに被保険者均等割額」を「所得割額及び被保険者均等割額」に改める。

第5条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第12条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第21条中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,885円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,475円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,360円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,950円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,425円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2,375円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 3,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,750円

第22条中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に、「次号において同じ。）」を「次号及び第3号において同じ。）及び」に改める。

附則第2項中「第21条」を「第21条第1項」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項、第6項、第7項、第10項、第11項及び第13項から第16項までの規定中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

第2条 戸田市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号ア中「3,885円」を「4,770円」に改め、同号イ中「6,475円」を「7,950円」に改め、同号ウ中「10,360円」を「12,720円」に改め、同号エ中「12,950円」を「15,900円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和4年4月1日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の戸田市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の戸田市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

戸田市国民健康保険税条例（第 1 条関係）新旧対照表

令和 4 年 2 月 日

健康福祉部保険年金課

改正前	改正後(案)
<p>第 1 条 (略)</p> <p>(課税額)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した<u>所得割額並びに被保険者均等割額</u>の合算額とする。ただし、当該合算額が 1 9 万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、1 9 万円とする。</p> <p>4 第 1 項第 3 号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した<u>所得割額並びに被保険者均等割額</u>の合算額とする。ただし、当該合算額が 1 7 万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、1 7 万円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第 3 条 (略)</p>	<p>第 1 条 (略)</p> <p>(課税額)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した<u>所得割額及び被保険者均等割額</u>の合算額とする。ただし、当該合算額が 1 9 万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、1 9 万円とする。</p> <p>4 第 1 項第 3 号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した<u>所得割額及び被保険者均等割額</u>の合算額とする。ただし、当該合算額が 1 7 万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、1 7 万円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第 3 条 (略)</p>

改正前	改正後(案)
<p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第5条 第2条第3項の所得割額は、<u>賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.6を乗じて算定する。</u></p> <p>第6条～第11条 (略)</p> <p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p>第12条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第21条の規定による減額が行われた場合には、<u>同条の国民健康保険税の額とする。</u>以下この条において同じ。)を課する。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>第13条～第20条 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の1.6を乗じて算定する。</p> <p>第6条～第11条 (略)</p> <p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p>第12条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第21条の規定による減額が行われた場合には、<u>その減額後の国民健康保険税の額とする。</u>以下この条において同じ。)を課する。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>第13条～第20条 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3</p>

改正前	改正後(案)
<p>項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金</p>	<p>項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者</p>

改正前	改正後(案)
<p>等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア <u>国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</u> 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について18,130円</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア <u>国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</u> 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について12,950円</p> <p>イ・ウ (略)</p>	<p>にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について18,130円</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について12,950円</p> <p>イ・ウ (略)</p>

改正前	改正後(案)
<p>(3) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア <u>国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</u> 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,180円</p> <p>イ・ウ （略）</p>	<p>(3) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,180円</p> <p>イ・ウ （略）</p> <p>2 <u>国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均</u></p>

改正前	改正後(案)
<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第22条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第23条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第22条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得</p>	<p>等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,885円</p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,475円</p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,360円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,950円</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,425円</p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2,375円</p> <p>ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 3,800円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,750円</p> <p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第22条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第23条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第22条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給</p>

改正前	改正後(案)
<p>については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、<u>前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号において同じ。）」</u>とする。</p> <p>第23条～第26条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第21条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計</u></p>	<p>与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「<u>法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。</u></p> <p>第23条～第26条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第21条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1</u></p>

改正前	改正後(案)
<p>算した金額から15万円を控除した金額とする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び<u>第21条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第21条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び<u>第21条</u>の規定</p>	<p>号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額とする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び<u>第21条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第21条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び<u>第21条第1項</u></p>

改正前	改正後(案)
<p>の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第21条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>5 （略）</p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項に規定する</p>	<p>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第21条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>5 （略）</p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項に規定する</p>

改正前	改正後(案)
<p>一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第21条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項</p>	<p>一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第21条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2</p>

改正前	改正後(案)
<p>に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第21条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び<u>第21条</u>の規定の適用については第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第21条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第21条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び<u>第21条第1項</u>の規定の適用については第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第21条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>

改正前	改正後(案)
<p>1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>1 2 (略)</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中</p>	<p>1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>1 2 (略)</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第</p>

改正前	改正後(案)
<p>「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第21条</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び<u>第21条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による</p>	<p>1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び<u>第21条第1項</u>において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第21条第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び<u>第21条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互</p>

改正前	改正後(案)
<p>よる所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、<u>第21条</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び<u>第21条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）</p>	<p>主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び<u>第21条第1項</u>において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、<u>第21条第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び<u>第21条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）</p>

改正前	改正後(案)
<p>第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第21条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び<u>第21条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及</p>	<p>という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第21条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び<u>第21条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及</p>

改正前	改正後(案)
<p>び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第21条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>17 (略)</p>	<p>「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第21条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>17 (略)</p>

戸田市国民健康保険税条例（第2条関係）新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条～第20条（略） （国民健康保険税の減額）</p> <p>第21条（略）</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,885円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,475円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10,360円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>12,950円</u></p> <p>(2)（略）</p>	<p>第1条～第20条（略） （国民健康保険税の減額）</p> <p>第21条（略）</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,770円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,950円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>12,720円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>15,900円</u></p> <p>(2)（略）</p>

改正前	改正後(案)
<p>第22条～第26条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>第22条～第26条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例中第1条の規定は令和4年4月1日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(適用区分)</u></p> <p>2 <u>第1条の規定による改正後の戸田市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>第2条の規定による改正後の戸田市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u></p>

資料 2

令和 3 年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算
(案) について

令和 4 年 1 月

令和 3 年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（案）

令和 3 年度戸田市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 2 0, 6 2 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1, 0 2 5, 8 1 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 2 日提出

戸田市長 菅原文仁

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円) 国

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		2,587,122	△43,664	2,543,458
	1 国民健康保険税	2,587,122	△43,664	2,543,458
3 県支出金		6,784,003	353,093	7,137,096
	1 県負担金・補助金	6,784,002	353,093	7,137,095
5 繰入金		1,181,955	△180,830	1,001,125
	1 一般会計繰入金	1,181,954	△180,830	1,001,124
6 繰越金		100,000	183,339	283,339
	1 繰越金	100,000	183,339	283,339
8 国庫支出金		0	8,683	8,683
	1 国庫補助金	0	8,683	8,683
歳入	合計	10,705,194	320,621	11,025,815

保

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		6,710,438	323,355	7,033,793
	1 療養諸費	5,809,501	336,876	6,146,377
	2 高額療養費	820,370	10,292	830,662
	4 出産育児諸費	73,117	△23,813	49,304
4 保健事業費		186,586	△2,734	183,852
	1 特定健康診査等事業費	100,862	△2,734	98,128
歳出	合計	10,705,194	320,621	11,025,815

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	2,587,122	△43,664	2,543,458
3 県支出金	6,784,003	353,093	7,137,096
5 繰入金	1,181,955	△180,830	1,001,125
6 繰越金	100,000	183,339	283,339
8 国庫支出金	0	8,683	8,683
歳入合計	10,705,194	320,621	11,025,815

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	繰入金	その他	
2 保険給付費	6,710,438	323,355	7,033,793	347,168	△15,876		△7,937
3 国民健康保険事業費納付金	3,653,611	0	3,653,611		12,009		△12,009
4 保健事業費	186,586	△2,734	183,852		△1,789		△945
歳出合計	10,705,194	320,621	11,025,815	347,168	△5,656		△20,891

令和 3 年度 戸田市国民健康保険事業特別会計補正予算について

資料 2-1 について

1 歳入

(1) 国民健康保険税

令和 3 年度税制改正の影響により、低所得者軽減の軽減判定額が拡充したこと、新型コロナウイルス感染症の影響により、非自発的失業者の軽減が想定を上回っていることなどから、減額補正するものです。

(2) 県支出金

普通交付金については、療養諸費や高額療養費等医療費の保険給付分に相当する額を県が交付するもので、このうち、一般被保険者療養給付費分の医療費が想定を上回ったことから、増額補正するものです。

一方、特別交付金に関しましては、東日本大震災避難者への、国の財政支援に基づく保険税減免を実施したこと及び新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、保険税の減免に係る財政支援が国から示されたことにより、増額補正するものです。

(3) 繰入金

① 保険基盤安定繰入金

保険基盤安定負担金は、国民健康保険税軽減分の財源とするための支援であり、国及び県の交付決定に基づき、増額補正

② 出産育児一時金繰入金

被保険者が出産したとき、出産児 1 人につき 42 万円（産科医療補償制度未加入分娩機関で出産の場合は 40.8 万円）を支給する制度です。当初の想定より申請実績が少なく推移していることから、実績に合わせて減額補正するものです。

③ その他繰入金

国民健康保険特別会計の歳入超過を調整するため、減額補正するものです。

(5) 繰越金

前年度繰越金の確定に伴う増額補正するものです。

(6) 国庫支出金**① 災害臨時特例補助金**

災害等臨時特例補助金により交付があるもので、見込に基づき増額補正するものです。

2 歳出**(1) 保険給付費**

療養諸費や高額療養費等の保険給付医療費のうち、一般被保険者療養給付費分の医療費が当初の想定を上回っていることから、増額補正するものです。なお、市が支出する保険給付医療費の全額について、県から普通交付金の交付を受けておりますので、歳入についても同額を増額補正しております。

(2) 出産育児一時金

被保険者が出産したとき、出産児1人につき42万円（産科医療補償制度未加入分娩機関で出産の場合は40.8万円）を支給しているものです。今年度実績において、当初の想定より申請数が少ない推移となっており、申請実績に合わせて減額補正するものです。

(3) 特定健康診査等事業費**① 受診勧奨業務**

特定保健指導の受診勧奨にあたり、昨今の国や市の特殊詐欺に対する施策等を鑑み、電話による勧奨を廃止したこと等に伴い減額補正するものです。

資料 3

令和 4 年度戸田市国民健康保険特別会計当初予算
(案) について

令和4年度

戸田市国民健康保険特別会計予算書 (案)

議案第00号

※議案番号は現在調整中

令和4年度戸田市国民健康保険特別会計予算（案）

令和4年度戸田市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,843,461千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年2月2日提出

戸田市長 菅原文仁

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円) 国

保

款	項	金額
1 国民健康保険税		2,521,942
	1 国民健康保険税	2,521,942
2 使用料及び手数料		34
	1 手数料	34
3 県支出金		6,978,995
	1 県負担金・補助金	6,978,994
	2 財政安定化基金支出金	1
4 財産収入		13
	1 財産運用収入	13
5 繰入金		1,188,522
	1 一般会計繰入金	1,188,521
	2 基金繰入金	1
6 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
7 諸収入		53,955
	1 延滞金及び過料	40,600
	2 貸付金元利収入	636
	3 雑収入	12,719
歳入	合 計	10,843,461

歳出

(単位：千円)

国保

款	項	金額
1 総務費		77,888
	1 総務管理費	46,164
	2 徴税費	30,506
	3 運営協議会費	1,218
2 保険給付費		6,918,118
	1 療養諸費	5,967,393
	2 高額療養費	862,735
	3 移送費	150
	4 出産育児諸費	79,840
	5 葬祭諸費	7,500
	6 傷病手当金	500
3 国民健康保険事業費納付金		3,609,753
	1 医療給付費分	2,360,202
	2 後期高齢者支援金等分	838,670
	3 介護納付金分	410,881
4 保健事業費		169,985
	1 特定健康診査等事業費	97,467
	2 保健事業費	72,518
5 基金積立金		14
	1 基金積立金	14
6 共同事業拠出金		3
	1 共同事業拠出金	3
7 諸支出金		62,700
	1 償還金及び還付加算金	62,700
8 予備費		5,000
	1 予備費	5,000

(単位：千円)

款	項	金額
歳出	合計	10,843,461

国

保

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険特定保健指導業務	令和5年度	2,457千円に消費税及び地方消費税の額を加算した額

国
保

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 国民健康保険税	2,521,942	2,587,122	△65,180
2 使用料及び手数料	34	34	0
3 県支出金	6,978,995	6,784,003	194,992
4 財産収入	13	14	△1
5 繰入金	1,188,522	1,233,397	△44,875
6 繰越金	100,000	100,000	0
7 諸収入	53,955	52,066	1,889
歳入合計	10,843,461	10,756,636	86,825

(歳出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	繰入金	その他	
1 総務費	77,888	90,242	△12,354	19,269	39,276	16	19,327
2 保険給付費	6,918,118	6,710,438	207,680	6,830,278	53,200		34,640
3 国民健康保険事業費納付金	3,609,753	3,705,053	△95,300	65,138	1,034,665		2,509,950
4 保健事業費	169,985	186,586	△16,601	64,310	50,000	636	55,039
5 基金積立金	14	14	0			13	1
6 共同事業拠出金	3	3	0				3
7 諸支出金	62,700	54,300	8,400				62,700
8 予備費	5,000	10,000	△5,000				5,000
歳出合計	10,843,461	10,756,636	86,825	6,978,995	1,177,141	665	2,686,660

【当初予算資料概要】

令和 4 年度戸田市国民健康保険特別会計当初予算について

資料 3-1 について

1 歳入

●国民健康保険税

令和 4 年度の調定見込額から推計し、予算額は 2,521,942,000 円で、前年度当初予算額から、65,180,000 円の減額としております。

●県支出金

医療費の保険給付分に相当する額が県から交付される普通交付金と、保健事業や保険者努力に対して交付される特別交付金です。県から示された交付見込額に基づく積算から、予算額は 6,978,995,000 円で、前年度当初予算額から 194,992,000 円の増額となっております。

●繰入金

低所得者に対する保険税軽減相当額を公費で補填する保険基盤安定制度に基づく繰入金、令和 4 年度から導入する、未就学児均等割軽減について、所要額を国・県が一部負担する、未就学児均等割保険税繰入金、出産育児一時金の 3 分の 2 の公費負担に相当する額の繰入金、その他歳入不足に対する一般会計からの法定外繰入金です。予算現額は 1,188,522,000 円で、前年度比 44,875,000 円の増額となっております。

2 歳出

●保険給付費

被保険者の医療費の保険給付分や、出産や死亡等の法定給付の支給等に要する費用です。予算現額 6,918,118,000 円で、前年度比 207,680,000 円の増額となっております。

(主な保険給付費について)

- ・療養給付費 被保険者が通院、入院、薬剤処方等の医療に要した費用のうち、保険者負担分に相当するものです。(保険給付費の内、約 98%)
- ・療養費 被保険者が医療に要した費用全額を医療機関等へ支払いした後に、申請により、被保険者に対して現金で保険者負担分を支給するものです。(海外での医療費の場合、保険給付対象の装具、コルセット作製の場合など)

- ・高額療養費 被保険者の一部負担金が、自己負担限度額を超えた場合に支給するものです。(保険給付費の内、約 1.4%)

●国民健康保険事業費納付金

平成 30 年度の国保広域化により国保財政の運営主体が埼玉県になったことから、県が負担する県内医療費総額の財源とするために各市町村から県へ納付するものです。県内医療費総額の見込みを基に、各市町村の被保険者数、被保険者の所得階層、高齢者割合等により納付金の額が県から示されることになっています。予算現額 3,609,753,000 円で、前年度比 95,300,000 円の減額となっております。

●保健事業費

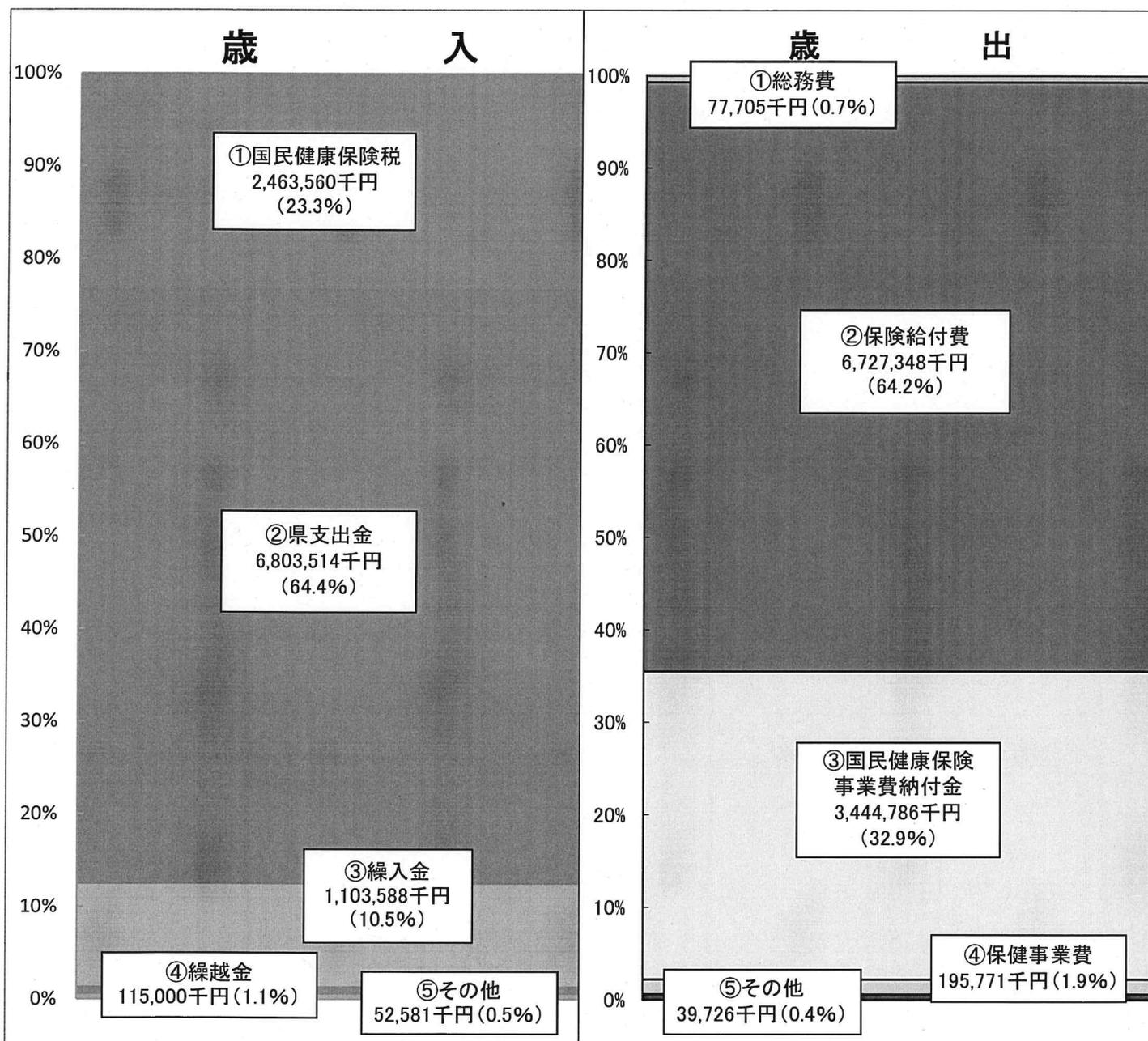
保健事業費につきましては、予算現額 169,985,000 円で、前年度比 16,601,000 円の減額となっております。

(主な保健事業費について)

- ・特定健康診査等事業費 40 歳以上の被保険者を対象とする特定健康診査、及び、特定保健指導の実施等、法に基づく保健事業を実施しています。
- ・保健衛生普及費 がん検診、保養施設宿泊利用補助共同事業負担金、生活習慣病重症化予防対策事業分担金、人間ドックの補助等を実施しています。

資料3-3 令和4年度当初予算歳入歳出総括表

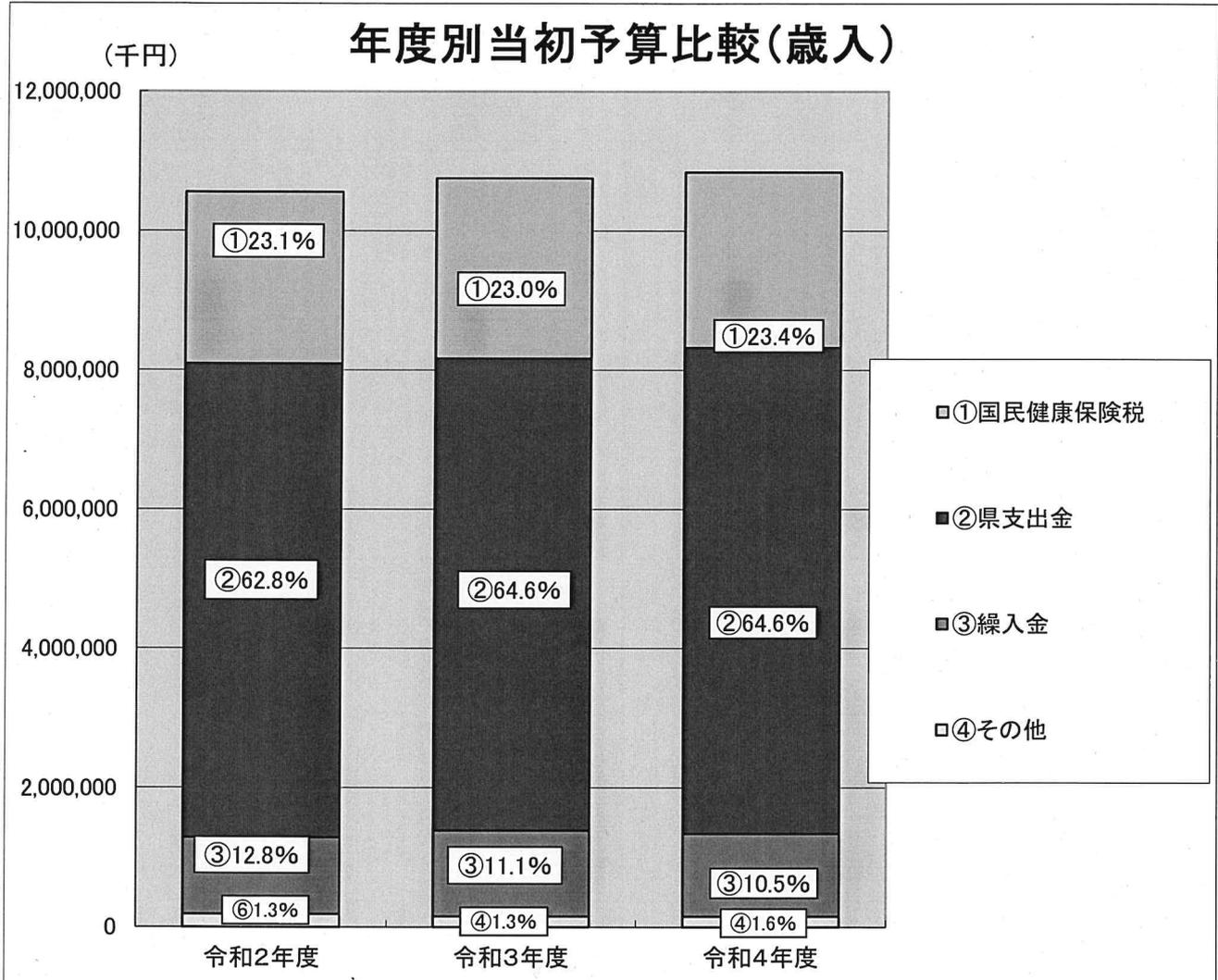
歳入		歳出		(単位 千円)
①国民健康保険税	2,521,942	①総務費	77,888	
②県支出金	6,978,995	②保険給付費	6,918,118	
③繰入金	1,188,522	③国民健康保険事業費納付金	3,609,753	
④繰越金	100,000	④保健事業費	169,985	
⑤その他	54,002	⑤その他	67,717	
合計	10,843,461	合計	10,843,461	



資料3-3 年度別当初予算比較(歳入)

(単位 千円)

	令和元年度	令和2年度		令和3年度	
		予算額	対前年度伸び率	予算額	対前年度伸び率
①国民健康保険税	2,463,560	2,587,122	5.02%	2,521,942	-2.52%
②県支出金	6,807,834	6,784,003	-0.35%	6,978,995	2.87%
③繰入金	1,103,588	1,233,397	11.76%	1,188,522	-3.64%
④その他	181,922	152,114	-16.39%	154,002	1.24%
合計	10,556,904	10,756,636	1.89%	10,843,461	0.81%

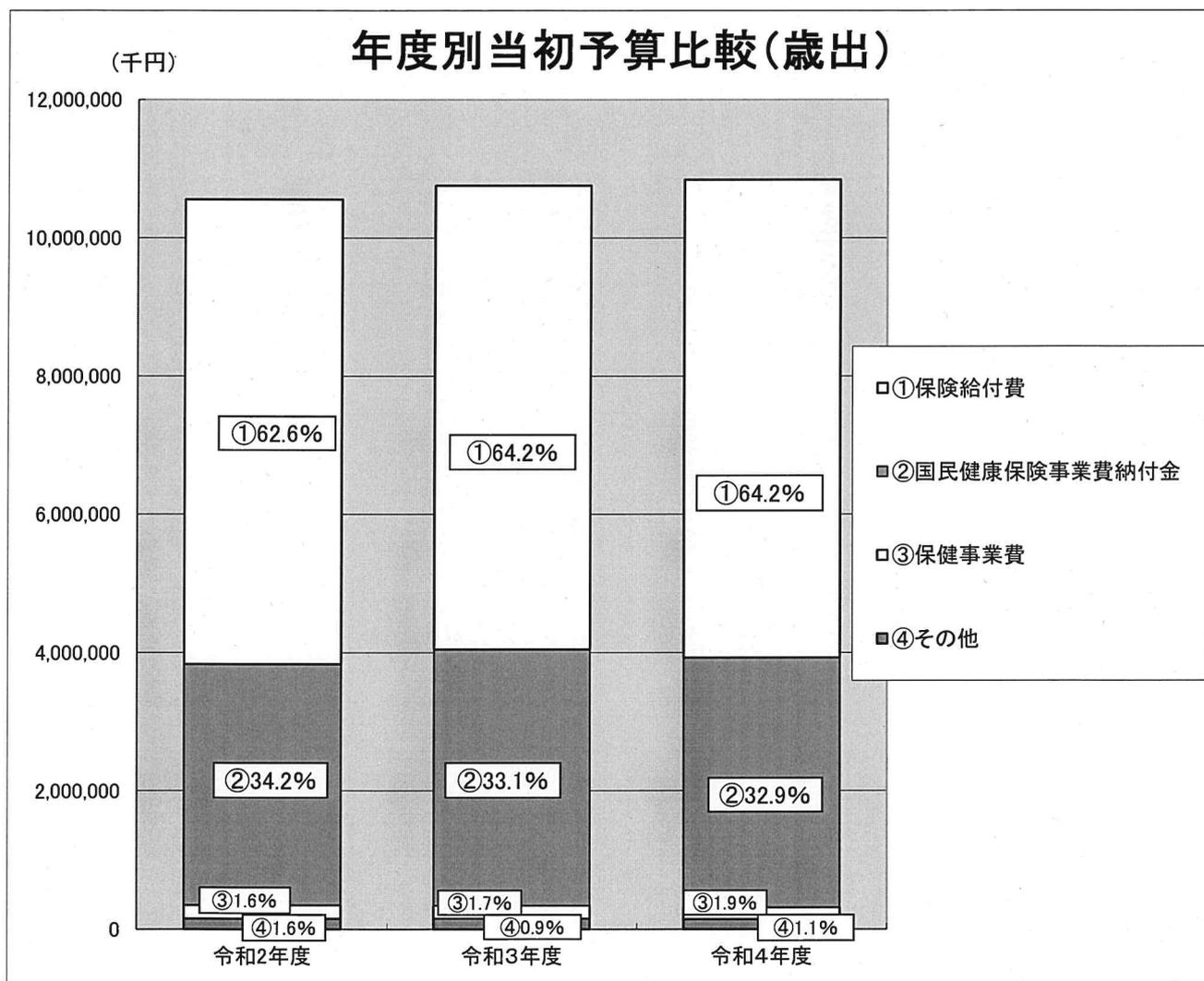


※グラフ内の%は構成比

資料3-3 年度別当初予算比較(歳出)

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度		令和4年度	
	予算額	予算額	対前年度伸び率	予算額	対前年度伸び率
①保険給付費	6,723,028	6,710,438	-0.19%	6,918,118	3.09%
②国民健康保険事業費納付金	3,485,272	3,705,053	—	3,609,753	-2.57%
③保健事業費	195,771	186,586	-4.69%	169,985	-8.90%
④その他	152,833	154,559	1.13%	145,605	-5.79%
合計	10,556,904	10,756,636	1.89%	10,843,461	0.81%



※グラフ内の%は構成比